

はままつくらしの情報



いいえらいっ

18歳・19歳の消費者トラブル状況 —成年年齢引下げから1年—

2023. 7
編集・発行
浜松市くらしのセンター
〒432-8032
浜松市中区海老塚町5-1-1
【電話相談】
市民相談 457-2025
交通事故相談 457-2233
消費生活相談 457-2205

令和4(2022)年4月1日の成年年齢引下げから1年が経過しました。独立行政法人国民生活センターでは18歳・19歳の消費者トラブルの状況を取りまとめ、公表していますので紹介します。



◆ 18歳・19歳の消費者トラブルの状況

○18歳または19歳の相談件数は、2017年度以降は8,000~11,000件台で推移しています。2022年度に寄せられた契約当事者が18歳または19歳の相談件数は9,907件でした。

○商品・役務等別でみると、2021年度に比べて20歳代の相談の特徴として、「脱毛エステ」「医療サービス」「エステティックサービス(全般)」など「美(び)」に関する相談と、「他の内職・副業」「金融コンサルティング」など「金(かね)」に関する相談が18歳・19歳でも多く寄せられています。

○特に「脱毛エステ」については、特定事業者の倒産や返金遅延トラブルに関する相談もあり、大幅に件数が増加しています。

◆ ひとつことアドバイス

○安さや気軽さ、メリットを強調した広告に注意しましょう。

○契約をせかす勧誘や借金を促す勧誘に注意しましょう。

○契約はその後のことを考えて、慎重に検討しましょう。長期間の契約は、学業や仕事の環境で継続できなくなることも考えられます。

○困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン188)

【参考・引用】注目情報 (2023年5月31日公表) 発行：独立行政法人国民生活センター



くらしのセンターご案内

こちらへ



消費者ホットラインご案内

こちらへ



エシカルコラム Vol.79 エシカル消費



エシカルコラムは2016年4月に開始してから7年余り、今回で79回目の掲載です。これまでにエシカル消費をはじめ、SDGs、フェアトレード、食品ロスなどエシカル消費にかかわる言葉や事例を紹介してきました。今月号から、改めてエシカル消費について紹介していきます。

未来につながるエシカル消費①

◎エシカル消費とは

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会、地域、環境に配慮した(役立つ)消費行動(買い方、使い方、捨て方)です。私たち一人一人が、社会的課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分で何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。私たちが商品・サービスを選択する際に、「安心・安全」、「品質」、「価格」だけでなく、「エシカル」という基準も大切です。



○こんなとき・・・

- ・商品、サービスを選択するとき

その商品は誰がどこで作り、お店までどのように運ばれてきたのでしょうか。地球環境に優しいか、人の暮らしを守って作られているかなど、考えて選びましょう。また、買わないという選択もエシカル消費です。



- ・買い物をするとき

必要な人が他にもいることを想像して、必要な分だけを買うようにしましょう。

- ・買ったものを使う、処分するとき

世界では、人口の増加や気候変動の影響で、資源の枯渇が心配されています。一度使用した後もシェアやリサイクルをして、資源を大切に使いましょう。

○SDGsとのつながり

SDGsは貧困、紛争、気候変動など多くの地球規模の課題を克服して、すべての人が豊かな生活ができるよう、世界が連携して取り組む17の目標です。エシカル消費はこのうち12番目の目標「つくる責任、つかう責任」と最も深く関係しています。エシカル消費を推進することが、SDGsの目標達成につながります。(次号に続きます)

【参考・引用】消費者庁発行パンフレット「みんなの未来に エシカル消費」

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より